



【大地申第20号 第2回交渉】 5月17日開催

再び



## 項目に入れず！「前段議論」で認識合わず…

# 団体交渉

# 「中断」

本日10:00~11:40、15:10~16:35で申20号交渉を行いました。

会社が内容的に不誠実な回答に終始し認識の一致に至らず、項目に入れず中断。

冒頭 1回目交渉から2か月以上経過しての開催となった理由を出す  
「懲戒に関する事項が義務的団体交渉事項である事について慎重に調査

※義務的団体交渉事項＝組合員の労働条件その他待遇や団体的労使関係の運営に関する事項  
(労働の報酬・労働時間・休息・安全衛生・組合員の配転・懲戒・解雇などの人事基準や手続き)

しかし面談内容について求めると…

「苦情処理会議という労使協議の場で  
議論しているから団体交渉の場では示さない」  
今まで申3号交渉などでは異動に関する面談内容を交渉に明らかにしてきたのに！

改めて「懲戒」が  
義務的団体交渉事項であることを確認！

むかし……



「懲戒」が義務的団体交渉事項  
であるのに矛盾してる！

組合から「なぜ『懲戒』が義務的団体交渉事項に入っているのか？」  
「なぜ、団交と苦情処理が同列なのか？根拠を示して頂きたい」と求める！

「義務的団体交渉事項」の回答

義務的団体交渉事項の認識は一致！

「団体交渉と苦情処理」についての回答

- ①国鉄の頃に公労法があり、その中で個別の処分や異動について団体交渉では議論が出来ない縛りがあった→苦情処理が名残で存在している
- ②団体交渉も苦情処理も会社と組合の代表者が議論する性質上、広義の意味の団体交渉である

今まで聞いた事ない新しい認識を示す！

何だその解釈は！



「面談内容を交渉の場で明らかにしない理由にならない」  
「今まで異動に関する面談内容は交渉で明らかにしてきたのに、なんで今回は明らかに出来ないのか」と指摘！

会社がこれ以上の理由を述べられない事を理由に中断！  
本日の交渉は終了！

面談内容を明らかにしなければ原因究明は出来ない！  
会社の不誠実な会社姿勢を職場に広め、たたかいを推し進めるぞ！